

# 当会と山梨県は 「災害時における民間賃貸住宅の提供に 関する協定」を締結致しました！

2016年3月10日、当会と山梨県は「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結致しました。全国では35番目の協定締結となります。

山梨県は、周囲を3,000m級の峰々に囲まれた急峻な地域が多く、地震、暴風、豪雨、地滑り、そして活火山である富士山の噴火など、多くの災害に注意をはらう必要がある地域です。また、南海トラフ巨大地震では建物の全壊等が約7,600棟、死者約400名が想定されておりますが、このたびの協定締結により、災害時に応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を迅速に供給できる体制が整いました。当会は引き続き、災害時における被災者支援活動の強化に全力で取り組んで参ります。

## 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は災害時における民間賃貸住宅の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における被災者の応急的な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関し、甲が乙に協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

### （協力）

第3条 乙は、前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

### （協議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲と乙の協議のうえ定めるものとする。

### （雑則）

第5条 この協定は、平成28年3月10日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年3月10日

甲 山梨県  
山梨県知事 後藤 齋



乙 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会  
会長 川口 雄一郎



「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書」